

京都大学	博士 (法 学)	氏名	久 禮 旦 雄
論文題目	日本古代の神祇関係法制の理念と社会		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、日本古代において国家支配を正当化するイデオロギー装置としての祭祀を規定する法が、社会といかなる関係を取り結んでいたかを実証的にとらえることを目指すものである。具体的には、八世紀に編纂された基本法典である律令のなかの「神祇令」、および九世紀に編纂された律令の修正および施行細則の集成である格式のなかの「神祇式」を対象とし、それらの枠組みを明らかにし、さらに同時代の社会の中での位置づけを論じ、その歴史的意義を考察する。</p> <p>第一章では神祇令を分析する。先行研究においてもその理想的性格が強調されてきた神祇令について、しかしその枠組みを記紀神話などから演繹的に導くことは必ずしもできないことを示したのち、とくに幣帛伝達に関する個別の諸規定の分析を手掛かりとして、それが在来の祭祀のうえに、唐制の影響を受けた、季節の循環に応じた体系をもつ礼的祭祀の枠組みを架上したものであったことを明らかにする。その基層にある在来の祭祀の性格については、龍田・広瀬祭の祭祀起源譚や風土記説話の分析などを手掛かりに、突発的な自然災害を象徴するものとしての神祇に対する祭祀という像を提示する一方、とくに播磨国風土記では、災害をもたらすものとしての神が先進的な知識を背景とする畿内政権の開発によって克服されていく歴史的経緯が反映されていることを指摘する。このように神祇令に表現されている、在来祭祀と新しい国家的祭祀との重層性は、七世紀以来、先進技術導入を背景に自然開発を進める畿内政権の全国支配拡大の歴史的過程を反映するものであったという見通しが示される。</p> <p>第二章では神祇式を分析する。とくに神祇式のうちの「伊勢大神宮式」の部分は、伊勢神宮によって撰進された「延暦儀式帳」を基礎として編纂されているという先行研究の指摘を出発点として、両者の厳密な比較を行い、しかしその内容は単なる継承関係にはなく、それぞれ異なる編纂目的が存在していたことを明らかにする。次に、延暦儀式帳編纂当時の桓武朝の神祇政策、大神宮式編纂当時の平城・嵯峨朝の神祇政策を、伊勢神郡支配を中心に考察し、とくに、中央の神祇官と伊勢神宮との双方に影響力を有する大中臣氏の政治的動きに着目し、最終的にこの氏族の動向が大神宮式編纂に重大な影響を及ぼしたと推定する。すなわち、大中臣氏は自らの権益確保のために、しばしば律令的神祇祭祀から逸脱する動きをも示していたが、大神宮式の編纂はその権益の安定的な確保を表現したものでなかったかという仮説が提示される。このようにして、神祇式、とくにそのうちの大神宮式の編纂過程は、神祇令上の祭祀の変質を示す動きをも取り込み、時代の変化に対応して現実に即した法体系を構築</p>			

しようとした試みであったと把握される。

第三章と第四章では、九世紀になって神祇令とは異質で、また同時代の神祇式にも反映されていない新しいタイプの祭祀が出現していたことに注目する。すなわち第三章では石清水八幡宮をとりあげ、その創立事情の考証を試みて、太政大臣藤原良房の私的な祭祀施設として成立したのであると推定する。また第四章では貞観御霊会の成立事情を考察し、ここでは天皇の超越性を保証する「天皇霊」の相対化が進行し、その特権性が剥奪されて、臣下である藤原氏と一体のものとして祭祀対象となった点に、その特質を見ることができると分析する。三章・四章で取り上げられた、石清水八幡宮や貞観御霊会などの祭祀は、律令国家の全国支配と連動して形成された神祇令や、その派生物としての神祇式の体系からは逸脱した存在であり、その法体系のなかには包摂されていない。しかし天皇や摂関が自らの支配の正当性を託するようになったこれらの新しい祭祀は、むしろ中世的・権門国家的支配のはじまりを告げるものとなったという見通しが示される。

かくして、神祇令・神祇式はどちらも同時代の神祇祭祀の全体を把握していたものではなく、社会においてはそれらの法に規定されない多様な祭祀が行われ、有効なものと認識されていたことが明らかにされた。すなわち、神祇令の場合は、在地社会において存在していた祭祀に、理念的な、ある面では唐制を模倣した礼制的なシステムとしての祭祀の枠組みを与えようとしたために在地社会との断絶が生じていた。神祇式の場合は、同時代の社会的な動きを取り込もうという志向を持ちながらも、それらをすべて吸収することはできず、不完全な体系にとどまった。そしてこれらの法体系の限界と変質のなかから、中世的祭祀の萌芽が出現してくるという大きな歴史的構図を最後に提示して、結びとしている。

(論文審査の結果の要旨)

国家統治の大権の究極の基礎を神話上の「神勅」に置いた明治憲法下においてはいうまでもなく、現行憲法下においても神祇祭祀の法的性格の分析は、皇室関係法・宗教関係法などに直接・間接に関わって、法学上の重要な一課題たることを失わないであろう。日本古代における神祇祭祀を、国家支配を正当化するイデオロギーとして把握し、その法構造の分析に正面から果敢に取り組む本博士論文は、そのような現代的関心にも応ずる野心的な試みであるといえよう。しかしそのためにここでとられる研究手段は、神祇祭祀に関する古代の法規定を綿密に比較・検討するという細心な実証的方法を中心とするものであり、本論文はそれを関連史料の網羅的な読解・分析と重ね合わせ、幾多の独自な見解の導出へと結びつけることに成功している。

第一章では、制約から解放された第2次大戦後の古代史の新しい研究動向のなかでも、なお抽象的にその「理念性」が指摘されるのみにとどまっていた神祇令について、一見無味乾燥に見える幣帛伝達の方式規定の具体的な分析から、法文の中に組み込まれた、在来祭祀と新たに理念的に設計された国家祭祀との二重構造を浮かび上がらせる。また第二章では、神祇式中の大神宮式と延暦儀式帳との比較分析から、大神宮式に固有の編纂意図を析出する。そしてそれらの法文の分析から導いた結論を、それぞれ、自然開発を進める畿内政権の政策意図や、神祇祭祀の職掌を担当する大中臣氏の政治的意図と結びつける、独自な仮説を構築することに成功している。

第三章・第四章は、本論文の主題からいえば補論に相当するが、それぞれ、古代の神祇祭祀法制に包摂されない宗教現象を捉え、法と社会との乖離を具体的に検証する興味深い事例研究となっている。

全体を通じ、本論文はとりわけ細部の分析に精彩を放っている。古代史上の史料を博搜・駆使して歴史的事象の緻密な考証を行うことが、いわば著者の真骨頂である。

もっとも、膨大な研究蓄積のある古代史の研究分野において、本論文が提示した独自な見解・仮説がすべて是認されるものとなりうるか否かは、なお今後の時間をかけた評価を待たねばならないことになるであろう。神祇式の分析がその一部である大神宮式の分析のみにとどまっていることも惜しまれる。また著者自身が残された課題として挙げた、神仏習合現象の理解や祭祀の担い手層の分析も、本論文が真の評価を得るためにも、なお必要であるといえよう。

しかしながら、困難な主題に取り組んで独自の広やかな仮説の提示にまで展開することに成功している本論文の価値は高く、博士(法学)の学位を授与するにふさわしいものと認められる。

なお、平成23年1月28日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。